

**新潟県条例第75号**

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
 (新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

**第1条** 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)~(5) (略)		(1)~(5) (略)	
(6) 産業労働観光部関係		(6) 産業労働観光部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
6の2 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号) <u>第38条第2項</u> の規定による変更の届出の受理	(略)	6の2 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号) <u>第37条第2項</u> の規定による変更の届出の受理	(略)
(略)		(略)	
(7)~(9) (略)		(7)~(9) (略)	

(新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

**第2条** 新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例(平成19年新潟県条例第86号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(定義)		(定義)	
<b>第2条</b> (略)		<b>第2条</b> (略)	
2~5 (略)		2~5 (略)	
6 この条例において「土地利用関係計画」とは、次の各号のいずれかに該当する計画又は方針をいう。		6 この条例において「土地利用関係計画」とは、次の各号のいずれかに該当する計画又は方針をいう。	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号) <u>第9条第14項</u> の規定により公表された同項の認定基本計画		(3) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号) <u>第9条第11項</u> の規定により公表された同項の認定基本計画	
(4)・(5) (略)		(4)・(5) (略)	
7~9 (略)		7~9 (略)	
(特定施設の新設に関する届出)		(特定施設の新設に関する届出)	
<b>第8条</b> (略)		<b>第8条</b> (略)	
2~5 (略)		2~5 (略)	
6 第1項の規定は、次に掲げる特定施設の新設については、適用しない。		6 第1項の規定は、次に掲げる特定施設の新設については、適用しない。	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 中心市街地の活性化に関する法律第65条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域の区域内に新設される特定施設		(3) 中心市街地の活性化に関する法律第55条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域の区域内に新設される特定施設	
7 (略)		7 (略)	

**附 則**

この条例は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第30号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。